

＜所得区分について＞

・ 現役並み所得者（Ⅲ）

世帯内の 70 歳以上の国保被保険者のうち、住民税の課税所得が 690 万円以上の人がいる世帯

・ 現役並み所得者（Ⅱ）

世帯内の 70 歳以上の国保被保険者のうち、住民税の課税所得が 380 万円以上の人がいる世帯

・ 現役並み所得者（Ⅰ）

世帯内の 70 歳以上の国保被保険者のうち、住民税の課税所得が 145 万円以上の人がいる世帯

・ 一般

「現役並み所得者（Ⅰ）～（Ⅲ）」「低所得者（Ⅰ）（Ⅱ）」以外の世帯

・ 低所得者（Ⅱ）

世帯主および同じ世帯の国保加入者（70 歳未満の人を含む）が住民税非課税世帯

・ 低所得者（Ⅰ）

世帯主および同じ世帯の国保加入者（70 歳未満の人を含む）が住民税非課税世帯で、かつ、所得が 0 円の世帯